

部活動基本方針

～ 安心・安全で充実した部活動のために ～



志布志市立志布志中学校

1 はじめに

学校の部活動は学校教育の一環として行われ、我が国のスポーツ・文化・科学等の振興を支えてきた。また、生徒の自主的・自発的な参加により行われる部活動は、異年齢との交流の中で、生徒同士や教職員等との好ましい人間関係の構築を図ったり、自己肯定感、責任感、連帯感などを高めたりするなど、生徒にとって多様な学びの場としての教育的意義は大きい。

一方、運動部・文化部を問わず、連日または長時間にわたる活動などによって、生徒が十分な休養をとれず、学業との両立に悩んだり、疲労が蓄積してスポーツ障害を引き起こしたりするなど、心身の健康を害する課題が指摘されている。また、少子化の進展や社会・経済の変化等により、教育を取り巻く環境が複雑化・多様化し、学校や教師だけで解決することが難しい課題も増え、部活動に関しても今までの体制では運営が難しい状況が生じている。

そのようなことから、将来においても、生徒が自分のニーズに合ったスポーツや文化的活動等を行い、生涯にわたってスポーツや文化的活動等に親しむことを持続可能なものとするために、部活動の改革に取り組む必要がある。

そこで、中学校部活動が生徒及び教職員にとってより魅力ある活動となり、その意義や目的の実現を図るために「志布志市中学校部活動基本方針」（以下「市基本方針」）を踏まえ、「志布志市立志布志中学校部活動基本方針」（以下「本校基本方針」）を策定した。

2 基本的な考え方

中学校における部活動は、望ましい人間形成の育成に資するものとし、「本校基本方針」は、生徒にのぞましいスポーツ・文化的環境を構築するという観点から、部活動が以下の点を重視し、最適な形で実施されることを目指す。

- (1) 生徒がスポーツ・文化的活動等に親しむことで、スポーツや文化的活動等の習慣化の確立を図り、生涯にわたって心身の健康を保持、増進し、豊かなスポーツ・文化ライフを実現するための資質・能力の育成を図る。
- (2) 生徒の自主的、自発的な参加により行われ、学校教育の一環として効果的に取り組む。
- (3) 生徒の心身の発育、健全な成長を促すために科学的根拠に基づき指導を行う。さらに、「本校基本方針」に基づき、心身の成長過程にある生徒にとって、過度な負担にならないように適切な活動日数や活動時間を定め、各校で計画的に部活動を実施する。

3 方針の実現に向けた具体的取組

(1) 適切な指導の実施について

ア 学校の教育活動の一環として行われる部活動は、生徒が自主的・自発的な参加、学級や学年の枠を越えて行われる活動であり、活動を通して生きる力の育成、豊かな学校生活の実現を目指す。

イ 生徒の健全な心身の育成と豊かな人間性を育むために、学校生活とバランスのとれた運営と指導を行う。また、生徒の健康面・精神面及び部活動内での人間関係等にも十分配慮して指導に当たる。

ウ 各学校の部活動が参加する大会数の上限の目安は12回とする。

中体連主催の大会（地区総体・新人）、県や九州・全国の代表として上位大会に参加する場合は、上記の12回に含まない

※ 上記の出場大会数については令和3年度までの実現を目指し、その間に大会の精選を勧める。令和2年度は原則15回以内とする。

運営に当たっては、大会やコンクール等の成績だけを追求せず、心身の健全な育成視点を大切に指導する。

エ 部活動の指導者は、過度の練習がスポーツ障害・外傷のリスクを高め、生徒の心身に負担を与え、部活動以外の様々な活動の機会を奪うこと等を正しく理解する。

オ 部活動の指導者は、部活動の特性を踏まえた科学的（合理的でかつ効率的・効果的）なトレーニング方法や練習方法などを導入し、生徒の発達段階に応じた適切な休養を取りながら、短時間で効果が得られる活動を実施する。

カ 部活動の指導者は、一方的な方針により活動するのではなく、生徒主体のキャプテン（等）会議や各部活動ごとのミーティングを定期的に設けるなど、生徒との意見交換等を通じて、要望や意見を把握し、生徒の主体性を尊重して活動の方針を設定する。

(2) 学校ごとの活動方針の作成等について

ア 学校は、スポーツ庁の「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」、文化庁の「文化部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」、鹿児島県教育委員会「鹿児島県部活動の在り方に係る方針」、「市基本方針」及び本校の実態を踏まえ「本校基本方針」を作成する。また、「本校基本方針」及び活動計画等を学校ホームページに掲載するとともに、PTA総会等で公表し、周知と啓発を図る。

イ 部活動の指導者は、「本校基本方針」を踏まえ、部活動の活動日や教養日、大会等を含めた年間活動計画及び毎月の活動計画を作成し、校長に報告する。

ウ 校長は、毎月の活動計画及び活動実績の確認等により、各部の活動状況を把握し、生徒が安全に活動を行い、生徒・教職員の負担が過度にならないように適宜

指導を行う。

(3) 休養日及び活動時間等について

ア 部活動における休養日については、生徒の発達段階、健康面や学習面、生活全体とのバランスを考慮し、週当たり2日以上 of 休養日（平日は少なくとも1日、週休日等は1日以上を休養日とする。週休日等に大会参加等で活動した場合は、休養日を他の日に振り替える。）を設定する。

イ 活動時間については、長くとも平日は2時間程度、週休日等は3時間程度とし、できるだけ短時間に、合理的でかつ効率的・効果的な活動を行う。

ウ 長期休業中の休養日の設定は、学期中に準じた扱いとし、学校閉庁期間等は、原則活動は行わない。また、生徒が家族・地域で過ごす時間の確保や部活動以外にも多様な活動を行うことができるよう、ある程度長期の休養期間（オフシーズン）を設ける。

エ 練習試合・練習に関しては、午前または午後の3時間程度で計画する。4時間を超えることがないようにし、生徒の疲労蓄積につながらないように十分配慮するとともに、保護者の過度な負担にならないよう配慮する。

オ 長期休業中の平日の練習試合等を原則、禁止とする。

(4) 事故防止への取組について

ア 部活動の指導者は、日頃より生徒の健康状態や技術の習得状況を把握するとともに、施設設備・用具等の定期的な点検を行い、事故防止に努める。

イ 部活動の指導者は、生徒の体調が優れない場合に部活動の指導者に申告できる雰囲気づくりを大切にする。また、近年の温暖化による熱中症の予防対策を行うなど、環境面に配慮した生徒の体調管理の対応を行う。

ウ 部活動の指導者は、生徒に事故があった場合の校内体制及び関連機関への連絡体制を確認しておく。また、AED等の適切な使用方法について十分理解し、緊急時に適切な対応ができるようにする。

エ 部活動の指導者は、事故が起こった場合には、生徒の安全を第一に適切な対応を行うとともに、管理職に速やかに報告し、指導を仰ぐ。

(5) 体罰等の禁止について

ア 部活動の指導者は、いかなる理由があっても体罰等を正当化することは誤りであり、決して許されないものであるとの認識をもち、絶対に行わない。

イ 部活動の指導者は生徒の人格を否定する発言や威嚇・威圧的な言動など、信用を失墜させる行為（パワハラ・セクハラ・モラハラ等）は決して許されないものであることを認識し、生徒や保護者の信頼を裏切る行為であるという自覚をもって

指導に当たる。

ウ 校長は、部活動で厳しい指導と称して体罰を正当化する風潮や人権尊重の精神に反する行為（パワハラ・セクハラ・モラハラ等）は決して容認されるものではないとの認識を教職員にもたせ、適宜部活動の指導者に指導を行うなど、体罰等を行わないための取組を行う。

(6) 保護者及び地域等との連携について

ア 部活動の指導者は、各部の活動方針や活動計画・活動状況等について、保護者への説明や意見交換をする機会を設定し、保護者の理解を得るように努める。

イ 部活動の指導者は、活動中のけが等に関しては、速やかに保護者に連絡し、状況の説明を行う。

ウ 学校は、地域の専門的な技術指導力を有する部活動指導員や外部指導者の活用を積極的に進め、複数の指導者による適切な指導体制の構築を図る。

エ 部活動が地域スポーツクラブや文化的活動団体等と連携する場合は、生徒の心身の健全育成や適切な休養日の設定といった点に特に留意し、十分に調整を図る。

(7) 部活動を支える環境整備について

ア 校長は、県中学校体育連盟など県の部活動に関わる組織及び「市基本方針」が定める3(1)ウの目安等を踏まえ、生徒の教育上の意義や、生徒や部活動の指導者の負担が過度とならないことを考慮して、参加する大会等を精査する。

イ 学校は、生徒の安全確保の観点から、部活動の設置に当たっては、生徒のニーズを把握しつつ、複数顧問体制による運営及び活動場所等の確保、学校規模、各種目の部員数単独チーム編成に必要な人数を考慮し、廃部並びに新設を検討する。

ウ 学校は、生徒数、教職員数の減少から、現在設置されている部活動で、公式戦に出場するための人数を満たさない場合は、他校との合同チームを視野に入れて検討する。

エ 学校教育活動以外の運動競技（学校名を使用するもの）の開催は別紙2の通り、原則2回以内とする。ただし、国民体育大会の予選についてはこの限りではない。

※「全国中学校体育大会複数校合同チーム参加規定」より

(1) 個人種目のない以下の（7競技）に限る。

バスケットボール(5)、サッカー(11)、バレーボール(6)

ハンドボール(7)、軟式野球(9)、ソフトボール(9)

アイスホッケー(11)

()内の人数を下回った場合のみ、合同チームを編成できる。

合同チームを編成する場合は、鹿児島県中学校総合体育大会競技要項の「複数校合同チームについて」の規定通りとする。

